

# 重要土地等調査法の基本方針の構成及び主な記載事項

## 第1 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向

- ・ 本法制定の背景、趣旨等
- ・ 本法に基づく措置を行うに当たっての留意事項(国民の権利との関係、個人情報保護の保護、法に基づく措置の適用)

## 第2 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項

- ・ 注視区域及び特別注視区域の指定の趣旨及び手続
  - 区域指定の際、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴取
- ・ 注視区域の指定の対象
  - 防衛関係施設:我が国を防衛するための基盤としての機能を有する①部隊等の活動拠点となる施設、②部隊等の機能支援を行う施設、③装備品の研究開発等を行う施設及び④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設の周囲
  - 海上保安庁の施設:領海警備に関連する海上における船舶の航行の秩序を維持する機能を有する施設であって、管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるものの周囲
  - 生活関連施設:【政令事項】原子力関係施設(製錬施設、加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設等)及び空港の周囲(空港については、基本方針において、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設に限る。)
  - 国境離島等:我が国が現に保全・管理を行っており、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するもののうち、①国境離島は、領海基線の周辺並びに領海警備等の活動拠点となる行政機関の官署及び当該行政機関の船舶が使用する係留施設(岸壁等)の周辺(無人のものはその全域)、②①以外の有人国境離島地域を構成する離島は、領海警備等の活動拠点となる行政機関の官署及び当該行政機関の船舶が使用する係留施設(岸壁等)の周辺
- ・ 特別注視区域の指定の対象
  - 防衛関係施設:①指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設、②警戒監視・情報機能を有する施設、③防空機能を有する施設及び④離島に所在する施設の周囲
  - 国境離島等:我が国が現に保全・管理を行っているもののうち、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものであって、無人の国境離島の全域

(次頁に続く)

## 第2 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(続き)

- ・ 経済的社会的観点からの留意事項
  - 注視区域又は特別注視区域として指定しないことがある場合: 国有地の所在、機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域特性などの事情が存する場合
  - 特別注視区域として指定しないことがある場合: ①区域の面積の大部分が人口集中地区であること、②区域内に人口約20万人の市町村等の年間土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村等が存在することといった要件を総合的に勘案する場合

## 第3 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項

- ・ 土地等利用状況調査
  - 調査方法(公簿等の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査、報告の徴収等を実施)、調査対象となる者(土地等の利用者及びその他の関係者(土地等の利用者が法人である場合のその役員等))、調査項目(土地等の所在、地目等のほか、利用者その他の関係者の氏名又は名称、住所、【政令事項】本籍、国籍等、生年月日、連絡先、性別)
  - 関係行政機関、地域住民等からの情報提供を受け付ける体制を整備
- ・ 法第13条に基づく届出の趣旨、対象(【政令事項】200平方メートル以上の面積・床面積の土地・建物)、届出事項(氏名又は名称、住所等のほか、【府令事項】国籍等、利用の現況等)、周知・広報、届出に係るQ&Aの公表などきめ細かく対応する体制の整備、オンラインによる届出

## 第4 注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項

- ・ 勧告及び命令の趣旨及び手続
  - 勧告は、調査を通じて収集する情報を総合的に勘案し、現に機能阻害行為の用に供されていると認められる場合又は機能阻害行為の用に供される蓋然性が社会通念上相当程度高いと認められる場合に実施
- ・ 機能阻害行為
  - 機能阻害行為の類型として、自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置や、領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更などを例示(機能阻害行為に該当するとは考えられない行為として、施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住等を例示)
- ・ 補償の趣旨及び手続

## 第5 その他重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項

- ・ 関係行政機関の長に対する情報提供等
  - 土地等利用状況調査の結果、注視区域内の土地等が機能阻害行為の用に供される兆候が明らかとなり、他法令に基づく措置が当該機能阻害行為の是正に有効であると認められる場合に実施
- ・ 国による土地等の買取り等、土地等利用状況審議会の概要及び役割、法に基づく措置の実施状況の公表
- ・ 我が国の安全保障をめぐる内外情勢の変化等への対応